

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第29条学務係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条学校教育係の項第10号中「就学指導」を「就学支援」に改め、同条教職員係の項に次の1号を加える。

(11) 児童及び生徒の学級編制、区域外就学等に関すること。

第29条保健給食係の項に次の1号を加える。

(8) 学校保健事務に関すること。

第31条中央公民館の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。